

平成29年9月7日

保護者 様

東庄町教育委員会教育長 五十嵐 正憲
(公印省略)

ミサイル発射の警報等発令時の対応について

日頃より、学校教育にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、政府より、近隣国から発射されたミサイルが日本に飛来する可能性がある場合に全国瞬時警報システム（Jアラート）により緊急情報が発表されます。その場合、町では防災行政無線で「避難等の緊急情報」が流されます。

その際、以下の対応をお願いします。

- ① 在宅時に、千葉県を含む地域に避難の緊急情報の伝達があった場合には、幼児・児童生徒等は自宅待機とする。

その後の登校については、安全と判断された場合、学校等から各家庭に連絡する。

- ② 在校時は、教師等の指示により、別紙1のとおり安全の確保に努める。
- ③ 登下校時、幼児・児童生徒が町の防災行政無線等で避難の緊急情報を聞いた場合は、建物への避難や物陰に身を隠すよう指導する。